明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（六二）　二
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（六三）　四
○平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（六四）　五
○平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（六五）　九
〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一七）　五
〔規　則〕
○道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委二）　九
〔告　示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により適格都道府県センターの認定を行った件（国家公安委八）　九
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（同九）　一〇
○原戸籍が滅失した件（法務一一一）　一〇
○日本国に帰化を許可する件（同一一二）　一〇
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件（財務九〇）　一二
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（同九一）　一二
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を定める件（厚生労働七八）　一三
○西南鳥獣保護区を解除する件（環境三二）　一三
○知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件の一部を改正する件（同三三）　一三
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛四五～四七）　一三
○海上における射撃訓練を実施する件（同四八）　一三
〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省　厚生労働省　一三
〔皇室事項〕　一三
〔官庁報告〕
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一三
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定による監督処分関係　一三
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一四
会社その他　二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第六二号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（平成二五年法律第四三号）（同法附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二六年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とすることとした。

◇**道路交通法施行令の一部を改正する政令**（政令第六三号）（警察庁）

1　一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備

㈠　特定取消処分者に対する取得時講習の免除に関する規定を整備することとした。（第三三条の六関係）

㈡　特定取消処分者が運転免許試験を受けようとする際の受験資格に関する規定を整備することとした。（第三四条の二関係）

㈢　一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定を整備することとした。（第三四条の三、第三四条の五及び第四三条関係）

㈣　公安委員会が臨時適性検査を行う場合において免許の効力を停止することができる場合を定めることとした。（第三九条の二関係）

2　環状交差点における交通方法の特例に関する規定の整備

㈠　環状交差点における合図を行う時期及び合図の方法について定めることとした。（第二一条関係）

㈡　臨時適性検査を行う要件である基準行為に関する規定を整備することとした。（第三七条の七関係）

㈢　違反行為に付する点数及び反則金の額に関する規定を整備することとした。（別表第二及び別表第六関係）